

つまり、個人情報をしつかり保護していかなければならぬ。同時に、個人情報の有用性、経済の成長にも、あるいは、行政を効率的に、能率的に進めていくためにも、個人情報をしつかり使っていく。その両方の大切さ、これはしつかり認識ができていると思いますし、また、國民にもそういう理解が広がっている、そのように私も思つております。

コントロール権を入れ込むというのはどうなのかな。あるいは、野党案では報道の定義というものはないされていないわけありますけれども、適用除外の範囲を政令に定める、こういうふうに書きある。それを読んでいけば、つまり、何が報道としてあるかは最終的には行政の裁量に任されると。いうふうに法案が読めるんですね。そのところはどうなのかな。そういうた問題点も改めて指摘をしておかなきやならぬというふうに思います。あるいは、センシティブ情報の扱い。これも、

実として不特定かつ多数に知らせたかどうかが判断の基準になる、こういうことを委員会の審議を通じて確認をしてきたわけであります。

総理も、長い政治家としての経験の中で、報道される対象としていろいろな経験をお持ちであろうかというふうに思うわけでありますが、私もいろいろな経験をしてまいりました。

ちょうど一年ほど前でありますけれども、官邸に官房長官、福田さんを訪ねていったんですね。いろいろな話をいたしました。次の日の新聞に内閣委員会筆頭理事の逢沢一郎は福田官房長官に

いいうものじゃないんです。議員は、どういう考え方を持つて、自分の述べて、自分の見解と答弁者の見解とどう違うのか、非常にいい姿勢だと私はまず評価したいと思います。質問だけでは、国民が聞いていたつておもしろくないですよ。

それと、今回野党が対案を出されたことも、私は評価したいと思います。責任ある政党として、政府を批判するばかりじゃなくて、自分がこういう考え方を持つていて、政党としてこういう考え方を持つていて、対案を出した、これは私は評価したいと思います。

民主主義の時代におきましては、報道の自由、それから個人情報が侵害されることは防止する、

卷之三

いろいろな形で多くの個人情報があるわけであります。Eコマース、電子商取引、猛烈な勢いで進みつつありますし、また、片山総務大臣のリーダーシップでオンライン三法も成立をいたしました。政府、地方も含めて、いわゆる電子政府、Eガバメント、この進展も著しいものがござります。

こういつた状況を考えるとき、やはり個人情報を取り扱っていかなくてはならない。一方それが外に大量に漏えいをするというようなことがあっては大変なことだという認識をしつかり持つ必要がある。

そこで、今度の法案で個人情報を取り扱う事業者の方に一定のルールを強いた、あるいは義務を負つていただこう、こういうものでありますし、また、行政においてもしっかりと対応をやっていただきよう、こういうことが法案の骨子であるというふうに承知をいたしております。

また、今度の審議を通じて私はよかつたなと思ふのは、閣法に対しても野党の皆さんが対案を出された。野党案を出された。私は、そのことは率直に評価をしたいと思いますし、そちらに座つておられる細野さん等を中心に大変な努力をされた、そのことを評価したいというふうに思つてます。

ただ、野党案をいろいろ見てまいりますと、やはり幾つか問題もある。

コントロール権を入れ込むというのはどうなのか。あるいは、野党案では報道の定義というものはないそれでいいわけではありませんけれども、適用除外の範囲を政令に定める、こういうふうに書いた。それを読んでいけば、つまり、何が報道に当たるかは最終的には行政の裁量に任されるというふうに法案が読めるんですね。そのところはどうなのかな。そういう問題点も改めて指摘をしておかなきやならぬというふうに思います。あるいは、センシティブ情報の扱い。これも、与党でも議論をいたしたところでありますけれども、例えば本人の同意を得ないで個人情報をとつてはならないということが厳格に世の中に行き渡ると、例えば保険の支払いなんかについていろいろ問題が出てくるのではないか。あるいは、取得について利用目的の通知を一々本人にする、書面があるいは電磁的な方法でするということになると、例えば生命保険の業務なんて一体どうなるのかな。こういう疑問も指摘をされたわけであります。ですが、等々多くの問題があるということについても、改めて指摘をしておきたいというふうに思いました。

さて、総理に御認識をお伺いしたいというふうに思うわけでありますが、今度の法案の審議を通じて、報道をどう取り扱っていくかということが大変大きなテーマになりました。「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること」そして「これに基づいて意見などを見解を述べることを含む。」、こういうふうに定義をいたしたところであります。

私の個人的な認識では、取材の部分も報道に入り、そう言い切つてもいいんではないかというふうに思つておるわけがありますが、ところで、いろいろ議論をした末に例えば確認をされたこと、客観的事実として報道されたことが真実と異なつた場合、いわゆる誤報であつたとしても、それは報道だ、報道になるということを確認をしてまいりました。報道した内容が正しかつた、あるいは間違つていたかということではなくて、客観的事

実として不特定かつ多数に知らせたかどうかが判断の基準になる、こういうことを委員会の審議を通じて確認をしてきました。

総理も、長い政治家としての経験の中で、報道された対象としていろいろな経験をお持ちであろうかというふうに思うわけありますが、私もいろいろな経験をしてまいりました。

ちょうど一年ほど前でありますけれども、官邸に官房長官、福田さんを訪ねていったんですね。いろいろな話をいたしました。次の日の新聞に内閣委員会筆頭理事の逢沢一郎は福田官房長官個人情報保護法案の今国会成立を断念したということを伝えたことがかぎ括弧つきで、御丁寧にかぎ括弧つきで、次の、どの新聞とは申し上げませんけれども、朝刊一面に報道をされたわけであります。

あの空間には逢沢一郎と福田官房長官、二人しかいなかつたわけでありますから、何が真美であるかは二人しか知らないわけであります。しかし、翌日の朝刊にはそういう報道がなされて、これは誤報なんですね。しかし、それも報道だとうふうに私どもは認識をいたしているわけであります。

報道によつていろいろな被害を受ければ、それは民法であるいは刑法で争うということも、そういう道もあるわけでありますけれども、我々が審議をしてきた個人情報保護法案では、それは外に置いているということは、総理も御承知のとおりでございます。

さて、そういう議論を総理、聞いていただいて、報道のあり方、そして個人情報の保護との兼ね合い、これはずつと長い議論でござりますけれども、総理として一体どんな認識をお持ちであるか、見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○小泉内閣総理大臣 逢沢議員が質問のみならず議員として自分の見解を述べる、大変いいことだと思っています。単なる質疑ではなくて、国会のこの委員会の質疑。質問すればいいんです。

いといふものじゃないんです。議員は、どういう考え方を持つて、自分の述べて、自分の見解と答弁者の見解とどう違うのか、非常にいい姿勢だと思います評価したいと思います。質問だけでは、国民が聞いていたっておもしろくないです。

それと、今回野党が対案を出されたことも、私は評価したいと思います。責任ある政党として、政府を批判するばかりじゃなくて、自分がこういう考え方を持っている、政党としてこういう考え方を持っています。対案を出した、これは私は評価したいと思います。

民主主義の時代におきましては、報道の自由、それから個人情報が侵害されることを防止する、この両立をいかに図っていくかということは極めて重要なことだと思います。

私のことに関する報道については、まあ新聞についても週刊誌にしても、いかに虚偽報道が多いか。迷惑を受けている場合がたくさんあるんですが、それは政治家の宿命として我慢しなきやならない。

しかし、この法案というのは、個人の情報が侵害されることを防止すること、それから、報道の自由、表現の自由を確保すること、そういう法案を昨年審議していただきまして、今度は出し直したわけであります。

今までの国会の審議を含めまして、決してメディア規制の法案じやない。各党の意見を聞いて、修正して、出し直して、野党も対案を出されました。よく審議を深めて、今後、IT社会、個人の情報がしっかりと保護されるということは個人にとっても大事なことありますし、これから便利な社会、行政の効率化、そういう時代を展望いたしますと、必要なことであります。同時に、メディアの公正な、正しい報道、表現の自由、これを確保していくくという意味においても、今回の法案というものはぜひとも早期に成立していただきたいと思います。

○逢沢委員 具体的なことを細田担当大臣にお伺いしたいと思います。

• 10 •

この個人情報保護法が施行されたら、一体どういうことになるのか。例えば、私のところにもダーラクトメールが随分来ます。世の中からいろいろな声があるわけがありますが、例えば、こういふダイレクトメールが来るということは、自分の年収や貯蓄がどうもわかつているんじやないか、あるいは、うちの子供が今度中学校に上がるといふことがわかつていいなきやこんな誘いが来ない、あるいは、自分がかつてこういう病気をしたけれども、そういう情報をだれかが知らなきやこういつた栄養補助食品の勧めなんか来ないだろう、そういうふうな報告が随分あります。

基本法については、やはり個人情報の有為性、有用性と表現の自由とのバランス、それから、行政機関の方については、やはり行政機関の適正な、かつ効率的な、円滑な運営と個人の権利義務の保護、この双方のバランスということがこの法案で問われているわけであります。が、総理、行政機関については、確かに、今赤城副長官からもお話をあつたように、役人は皆一生懸命になつてみずから業務を遂行しようとしている。その業務の執行ということは大事ではありますが、ともすると個人のプライバシーを侵してしまって、うることもある。私は、そういう個人のプライバシーを守らなきやいかぬというまさに初めての法規範が我が国に導入される、そういう緊張感があるときだ、こう申し上げたわけです。

そういう意味では、与党の一員でありますから余り言いたくはありませんが、言いたくはあります。が、何も防衛庁だけではない。私は、多くの役所に今回の防衛庁の事案についても背筋が冷たくなる思いをされている方が多いのではないか、襟を正していただきかなきやならぬ、このように思つてゐるわけであります。もちろん、防衛庁や金融庁には猛省を促したい、こう思つてゐるわけであります。

総理、もうちょっと本音を言いますと、お役所はこの法律をつくるときは、やめてくれ、こういふのができると困る、おれは国民のためにまじめに一生懸命仕事をやつてゐるんだ、その上個人のプライバシーを守らなきやいかぬという新しい規範を持ち込まれたら本当に困ると、迷惑がつてゐるのが私は本音としてあつたと思います。しかし、そうではない。このIT時代の中で、やはり個人のプライバシーは守らなきやいかぬと、いうことが徐々に定着をしていてるんじやないかと私は思ひます。

しかし、今回の事案でありますから、総理、ぜひ、まさにおつしやつたとおり、人であります。が、最近総理はちょっとお元気がないんじやないかと思ひましたが、先週の菅さんとのやりとりを

見ていて、お元気だなと思つて安心しましたけれども、あのパワーでもつて、全役所、全役人に総理のリーダーシップで今ことを徹底してもらいたい。総理、もう一言決意を。

○小泉内閣総理大臣 丸く穩やかに答弁すると、元気がない、元気を出して反論すると、絶叫しているとか、もういろいろな勝手なことを言われますが、それでも、いつも元気で改革に邁進したいと思ひます。

今回の法案も、御指摘のように、いかに個人情報を保護していくか。IT社会において、我々も、すぐ何で自分の情報がこんなに漏れているのか、思いがけないところから自分の情報が漏れているということを経験する国民は非常に多いと思います。そういうのを防止する。この点について、個人の情報権、本人の同意なしに何でこんな情報が漏れるのかということを、もつと保護してくれという国民の声は実に大きい。

しかし同時に、民主主義の時代ですから、報道の自由、表現の自由、特にメディアなど、これは、余りこの個人の情報を保護し過ぎると報道の自由を縛ることになるんじゃないかという懸念もあるのは事実であります。

そこで、この問題、報道の自由、表現の自由と、個人の情報が侵害されることを防止すること、これは、今までの、昨年からの審議で十分議論を闘わせて今日の修正の法案を出してきたわけだ。

でありますから、今言つたように、この法案の趣旨を各役所、行政それぞれが徹底的に理解して運営することが極めて重要だ。まさに人だ、よくこの趣旨が徹底されるよう、全役所が真剣に、報道の自由と、個人の情報が侵害されることを防止するための一層の教育、それに基づいた運営が必要だと思つております。

○柳屋委員 まず隗より始めよであります。役人自身、役人のみずから業務を見直すことから私を取り組みを始めていただきたい。

それと、総理、信用情報とかそれから医療情報

とか、個別法の検討についても、ぜひ総理のリードーシップで、この法律に照らして、即して見直しをお願いしておきたいと思います。

それから、片山大臣に、最後五分間で議論したいんですが、私ども公明党は政策実現には極めてしつこい党であります。この個人情報保護関連法案というのは住基ネットから始まりました。住基ネットに返りたい、こう思つてゐるんです。

片山大臣、ことし八月から住基ネット、いよいよ

よ本格稼働であります。この法律がいよいよ成立するということで、大丈夫ですねということを申し上げたいし、私は、前から言つておりましたけれども、今回のこの法律ができれば、あの作業をやつた住基ネットのあの法律の中も、既存の住民基本台帳法からネットワークシステムをつくった。あのシステムをもう一回見直してもらいたい、もう一回セキュリティを、さらなるセキュリティーに私は取り組みをしていただきたい、このことをぜひお願いしておきたい。

それからもう一点、地方ですね、やはりこれら地方が条例でもつてどうするのか。多くの市町

村が条例を持っていますけれども、持つていてるところはもう一回見直してもらう、持つていてないところはやはり早急に今回の趣旨を踏まえて制定作業をやつてもらわなきやならぬ。こういう御指導もお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○片山国務大臣 法制ではこうなつてゐるんですね。個人情報保護法が基本法制、行政機関の個人情報保護法がその特別法ですよ。住民基本台帳法はそのさらに特別法なんですよ。そういう意味では、住民基本台帳のシステムが一番厳重でなきやいかぬのですよ。言われるとおりなんですね。

そこで、去年の八月五日から第一次稼働をやらせてもらいまして、そこで住基ネットのセキュリティー基準というのを決めて、例えば専用回線でデータは全部暗号化するとか、操作要員は限定してICカードでチェックするとか、そ

れから、一たん事が起こつたら緊急時対応計画でしっかりと対応するとか、こういうことをやつてまいりました。

それから、八月五日、稼働が始まりましてぐ、私どもの方に本部をつくりまして、緊急対策本部、本部長が若松副大臣ですよ。かなりしつこい人ですか。それからまた、学識経験者を中心の調査委員会をつくりまして、そういうこともやっておりますし、それから、全地方団体のチエックリストというものをつくりて自己点検をやつてもらつたんです。自己点検で不十分なところは外部監査法人に監査をお願いしたんですよ。

だから、第一次稼働で、トラブルはありますよ、一億二千七百万のシステムが動くんですかね。若干まだおくれているところもありますけれどね。そういう意味では、若干のトラブルは起つたけれども、本質的な、致命的な問題は起つておりません。

そこで、八月の末から第二次稼働、本格稼働を始めるわけで、その前にいろいろな御注文がありましたので、アクセスログ、これを開示する。

自分の、本人確認情報がどう使われたか、提供先を、これは金も手間もかかるんすけれども、全地方団体もやろうということで、ぜひ八月末の第二次稼働からそれができるようになります。

そこで、八月の末から第二次稼働、本格稼働を始めるわけで、その前にいろいろな御注文がありましたので、アクセスログ、これを開示する。自分の、本人確認情報がどう使われたか、提供先を、これは金も手間もかかるんすけれども、全地方団体もやろうということで、ぜひ八月末の第二次稼働からそれができるようになります。この基本法と全部が合わさつて、さらにもうまくいくようになると私は思つております。

それから、条例ですね。条例は、今地方団体で約三分の二がつくっているんです。六五%。それから、規則や規程まで入れますと約八割つくつているんですが、これは、前の国の法律を見てつくつたんですから、例えば電算処理された情報ファイルだけが対象だと、今はこつちは紙情報も全部やるんですから、そこは広げてもらわなければいけないし、例えば利用停止の請求権は、地方団体で認めていないのが半分以上あるんですよ。だから

ら、こういうのも直してもらうとか、これも、中を見直して必要な改正をぜひしてもらいたいと思つております。

○樹屋委員　ぜひよろしくお願ひいたします。

それこそ、この四十時間、私は、野党の皆さんのお取組みに敬意を表すとともに、我が党も、公明党も個人のプライバシーを守るために何とか役割を果たしてきたのかな、こう思つております。

一日も早い法律の制定、法案の成立を祈りまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○村井委員長　これにて樹屋君の質疑は終了いたしました。

次に、山谷えり子君。

○山谷委員　保守新党、山谷えり子でございます。

本日は、個人情報の保護に関する特別委員会、総理御出席のもとにこうして締めくくり総括質疑の日が迎えられたということに、ある種の感慨を覚えます。与野党ともに本当に真摯な議論がございまして、問題点が浮かび上がってきた、そしてきょうの日を迎えたということを大変重く受けとめております。

この法案というのは、社会のIT化進展の中で、行政機関においては個人情報の保護を充実強化させる。これは、実際には、昭和六十三年に制定された、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律、これを、今風に言えばバージョンアップさせること。長いですね、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律、それが行政部門。それから、民間部門においては、民間企業における個人情報の取り扱いについて規律、ルールの整備をするということで、官と民と両分野における新しいルールの確立、そして個人情報の保護を進めるということで、OECD加盟国はほとんどが整備されているわけでございますから、日本でもその整備というのは進めなければいけないと

いうふうに思つております。

けれども、これが二年かかったというのは、一たん出したものを廃案にしてまた出し直すという異例のことです。主にメディアの方から黙らせる法案じゃないか、いろいろ言われました。小泉総理は、本会議でも、まさにメディア規制法案じゃないか、表現の自由を大事にするというふうにおっしゃいましたけれども、報道の定義がちよつと狭いのではないかとか、あるいは主務大臣がそれを決めるのかどうかという危惧もあります。

さまざまの危惧について、もう少し細かく、具体的にお話しただけますでしょうか。

○細田国務大臣　旧法案においては必ずしも、メディア規制を全く意図しておりませんで、最近起つております、個人の権利義務に対するいろいろな不正な行為が頻発し出したことにに対する対応であつたわけでございますが、メディアからは非常に懸念が表明されたわけでございますので、これらに対応いたしましたために法文を抜本的に変えました。

第一に、基本原則といったものも削つておりますし、それから、報道機関等につきまして定義をはつきりと決めまして、また、著述についても適用除外、報道についても適用除外、かつ、それが例えば虚偽の内容であるかどうかというのは問わなければなりませんから、これは個人情報保護の対象になりますが、およそ本の格好で出すようなものについては、ほぼすべて適用除外であると考えていただいて結構でございます。

○山谷委員　もうすぐ憲法記念日が参りますけれども、総理、表現の自由というのは、本当に基本的人権の中でも、学問的に最も大事なものといふふうにされております。

そこで、表現の自由、学問の自由を妨げてはならないとする本法案の趣旨を徹底していただきようにお願いしたいと思いますし、また、ちょっとしたお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○小泉内閣総理大臣　今回の法案はメディアを規制するものでは全くないという、ただいま細田大臣の答弁のとおりであります。しかし、報道機関においては、單に個人情報を売るためのものがござりますので、名簿の出版のような、これは対象になるとしても、一般的の出版はすべて著述に当たるとして適用除外という、心配のない内容になつております。

そうしますと、メディア規制につながるとされた条項は削除されている。それで、適用除外について、報道機関、新聞社、通信社、それから今回はフリー・ジャーナリストも含まれているわけです。しかしながら、適用除外の項目に出版社の明記がない、この辺はいかがなものか。

そしてまた、それによって、予備取材、先行取材というような部分が報道の概念に当てはまるかどうかが、取材がしにくくなるのではないか、予備取材、先行取材が。そのような危惧についてはどのようにお考えでございますか。

○細田国務大臣　出版社がいろいろな出版をしておられますけれども、例えば雑誌等を出しておられる場合、一部でも報道があれば、これは報道ということです。雑誌全体が除外されます。

それから、著述でも、フィクションの本とかいろいろございますけれども、これらは、出版の中身は全部著述に当たるということで除外しておるわけでございます。

ただ、先ほど申しましたように、出版の中の特別な部分、最近は、CD-ROMに加工しまして、そこで名簿だけを販売して、会社役員名簿を何千名分とか、そういうものを対価をつけて売る場合がありますから、これは個人情報保護の対象になりますが、およそ本の格好で出すようなものについては、ほぼすべて適用除外であると考えていただいて結構でございます。

○山谷委員　もうすぐ憲法記念日が参りますけれども、総理、表現の自由というのは、本当に基本的人権の中でも、学問的に最も大事なものといふふうにされております。

そこで、表現の自由、学問の自由を妨げてはならないとする本法案の趣旨を徹底していただきようにお願いしたいと思いますし、また、ちょっとしたお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○細田国務大臣　山谷議員がおっしゃいますように、消費者の不安が払拭されることがさらに新たな、インターネットを初めてとするITビジネスの発展につながるのではないか、そのとおりだと思います。

このようないびビジネスに一切手を出さないという消費者もおられます。なぜなら、自分の情報が漏

具体的には、目的外利用の制限についての例外事由を、政府案よりも縮小をしております。また、利用目的の通知、公表につきましては、原則通知に限つております。政府案より本人関与の度合いを強めております。そうした努力のよつて立つ考え方として、やはり、自己情報コントロール権の基本的な考え方、すなわち、自己情報についての本人関与の重要性を第一条の目的規定に頭出しをしているという考え方で野党案を作成させていたしました。

自己情報コントロール権につきましては、確かに、だからこそ、政府案には全く規定していませんが、だからこそ、政府案には全く規定していない「表現の自由を尊重しつつ」という規定をまず第一條に置いております。具体的には、六十五条で適用除外の範囲を広くとることなど、政府案より格段に表現の自由に配慮した、尊重されたものとなつたと考えております。

定についてどのような御判断をお持ちか、改めてお尋ねいたします。

〔蓮実委員長代理退席、委員長着席〕

○細田国務大臣 センシティップ情報という考え方があるということは事実でございますけれども、例えば、そのセンシティップ情報の例示とされておる中に、先ほどの、大変大事な個人の金融とか債務とか資産とか、そういう問題は実は除外されて議論されておるのが一般でございます。しかし、個人にとりましては、そういったことも非常に大事なことでございますし、それから、医療情報でない健康情報などもたくさんあるわけでございまして、お尋ねいたします。

したがつて、この法案は、むしろ、個人から見てこれは知られたくない、扱つてほしくない、移転してほしくないあらゆるものについての手続を定めておりますので、より広い感覚で取り上げられておる、限定しておらないということをまず申し上げたいと思います。

それから、先ほどの例示がありましたような医療とか金融とか個別の分野で、この法律だけでは十分律し切れないものがあるじゃないか、確かに

そういう面がございます。なぜならば、五千件以上的情報を取り扱つて、そういった場合を対象に

しておられますから、むしろ個別のデータの場合でも、金融や医療の情報は個人にとって非常にセン

シティップな場合もございます。その場合は、やはり個別の法律でしっかりと秘密を守るようなこと

も必要でございまして、先般も、医師等に加えま

して看護師さん等についてもその規制の枠を広げたことがございますが、そういったことは、政府

があると考えておるわけでございます。

○小泉内閣総理大臣 今の答弁のとおりなんです

が、センシティップ情報、いろいろあると思います、医療情報だけじゃない。自分の知られたくないことは人間だれもあるわけでありまして、ま

た、関連して、個別法の制定について必要性をどのように認識しているかということについて

て、お答えをいただきたいと思います。

は非常に人権の侵害だと思っている国民がたくさんいる。あるいは、自分の財産とか金融資産とか、最も隠しておきたい情報をまで他人に知られることがあります。自分の財産とか金融資産と、いうことがあつてはならないと思つておりますし、今後、今までの国会の議論や、所管する分野、個別分野における個人情報の取り扱いの実態もやはりよく実情を調査しまして、各役所において幅広く追加的な措置の検討があれば、将来また

そういう法的な対応も必要ではないか。今後よく検討していく必要があると思つております。

○石毛委員 私は、この機会に總理にぜひ情報と

してお受けとめいただきたいと思いますが、今回

のこの委員会での質疑に当たりまして、厚生労働省から、保健医療に関する倫理指針、ガイドラインのようなことにどのようなものがあるか、そう

した依頼をいたしました、データと申しますか、ガイドライン、指針をさまざまにちようだいたしました。

ここに一つだけ、「疫学研究に関する倫理指

針」、これを持参いたしました。これには、確かに、昨今大きな議論になつてまいりましたイン

フォームド・コンセントについては規定されてお

りますけれども、個人情報の保護の体制につきま

ついて考えたことがないかというと、例えばこ

ういう規定がございます。旧通産省が一九九七年

に告示したガイドラインに、人種、民族、門地、

本籍地、信教、政治的見解及び労働組合への加

盟、保健医療、性生活と類型化し、本人同意なし

での収集、利用、提供を禁止しているという規定

がございます。また、個人情報保護条例を持つ地

方自治体のうち約六割がセンシティップ情報に

る規定を持つておりますし、何の不都合もなく運

用しております。

私どもも、センシティップ情報の取り扱いに関する規制を盛り込むのは国際的な流れだと認識をし

ております。立法府においてきちっと審議をすべきだ

というふうに考えます。

そこで、野党提出法案につきまして、センシ

ティップ情報についてどのように規定をされておら

れるか。類型化されていないということがこれまで

ておりまして、これまで政府は早く法案を通さな

いとEUとの情報の流通ができないと説明をした

わけですから、そのEU指令の中にも、加盟

国は、人種、民族、政治的見解、宗教、思想、信

条、労働組合への加盟に関する情報を漏えいする

べきの国会と今国会での政府法案の大きな違いの一

は、報道の自由をいかに守るかということが大き

いポイントの一つでございました。五十条で政府

法案が定めております適用除外で、その二項に新

しく報道の定義を新設して規定いたしました。

この個人情報保護法の審議にかかりまして

は、報道の自由をいかに守るかということが大き

なポイントの一つでございました。五十条で政府

法案が定めております適用除外で、その二項に新

しく報道の定義を新設して規定いたしました。

そこで、野党案の方では、行政機関あるいは日本郵政公社のような独立行政法人などが持っている個人情報を目的外で使用する場合には、これは別途、今までつくられます情報公開・個人情報保護審査会として立てるがどうであるかということを諮詢するための機関としてつくるわけですけれども、これ自身は、本來政府案の中で予定されているのは、行政機関にに対する不服申立てがあったときに、その不服申立てについての意見を求められる、それでこの審査会が意見を述べるという仕組みにしているわけでありますけれども、このように野党案がした趣旨をまず最初にお聞かせ願いたいと思います。

○細野議員　今、平岡委員が御指摘になりました目的外利用という部分は、国民が見たときに、行政の中はどういうふうに個人情報を利用しているのか、これが役所の中で恣意的にどんどんたらいい回しのようにされているんじやないか、そんな懸念を持つ部分でございます。最も大切なところであるというふうに思つております。

そもそも、行政機関というのはある特定の目的で個人情報を得るわけでございますので、原則は、その目的の中でその個人情報を扱っていくということになります。

ただし、時として、本当に必要性が、これはもう本当に厳格に定められて、その部分で目的外利用するという場面があるわけですけれども、そういった場合については、野党案では、行政事務の円滑な遂行に著しい支障が生じる場合ということで、厳格な規定を設けております。政府案では、その部分を、相当な理由さえあれば利用できるという形になつておりまして、この部分で枠をはめる明確な基準をやはり設けるべきではないか。

そのために、それぞれの官庁が判断するだけではなくて、その目的外に利用する場合には、先ほど挙げられました情報公開・個人情報保護審査会にきつちり意見を聞いて、これを統一的な基準で

○平岡委員 今、細野提出者の方から説明がいろいろありましたけれども、先ほど私が指摘申し上げたように、政府案の中ではこういう点が全くルーズになつてているというふうに言わざるを得ないんですけれども、この点について総理にお聞かせ願いたいと思います。

先ほど申し上げましたように、行政機関あるいは独立行政機関等が保有している個人情報を目的外で使用する場合には、法で定める目的外使用が認められる場合に該当するか否かを第三者機関がチェックする仕組みとすべきではないか、この点についての総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 政府案も野党案も、目的外利用提供というのは原則禁止なんですよ。ただ、職務の範囲内で、個人の権利利益を侵害しないで、相当な理由があるというのは、どうしてもそれを目的外利用や提供しなければうまくいかないという場合にだけ認めているんですよ。

いつも言うように、例えば恩給の支給を郵便局でやる。その場合に、恩給のデータを、その必要な部分についてだけ郵政事業者に渡すというのが目的外利用なり提供の一つの例なんですよ。だからそれは、政府案だとルーズで野党案だと厳格で、そんなことはありませんよ。これは、もう相当な客觀性があり、だれも納得できるそういう厳重な制限のもとに目的外利用や提供をやるんですよ。

それで、もし適法でない目的外利用や提供があれば、それは利用停止を求めればいいんですよ。利用停止の請求をすればいいんです。そこで、行政機関の長がそれを決定した場合に、不服があれば審査会にかけねばいいんです。そういうことはきっちりと担保しておりますので。

○平岡委員 片山大臣、私が質問したことに答えてください。せつかれてきて、わざわざ出てきています。

たんですからね。私は、第三者機関が目的外使用するについてちゃんとチェックする仕組みが必要ではないかということを聞いているんですよ。たな
も、行政機関が目的外使用するということを前提に話しているわけじゃないわけですからね。もう時間がないですから、片山大臣、いいです。もう時間がないですか、総理、お願ひします。

○片山国務大臣 私は、全部を第三者機関でチェックするようなことになると、膨大な量の審査をしなければならないので、相当な組織や人員を要するし、地方まで全部置かなければいけないので、行革に反して、大変ですよ。それは、行政側の方だっていろいろな資料を出すので、そういう意味では双方に大きな負担がある、常識的でないということを申し上げているわけでありま
す。

○平岡委員 今、片山大臣、大変問題言いましたよ。目的外使用はたくさんあると。国民が知らなか
いところでそんなに目的外使用が行われているんですか。そんなこと言つたら、もう大問題です。
よ。

○片山国務大臣 いや、あなたが言われるのは、一件一件を審査すると言われるから、それは大変な量ですよ。恩給だけだってどれだけありますか。何種類もあるんですから。

○平岡委員 今のは、私の質問を曲解ですよ。目的外使用というのは、こういうものをこういううに使うということについてのチェックを言つてゐるんですよ。それを、質問を曲解して、そんなに激高して言わないでください。貴重な質問時間を使、質問を曲解して、そもそも、最初に通告してあるんですから、ちゃんと説明してください。

時間がなくなりましたので、これ以上質問すると、同僚の議員にちょっと迷惑をかけるのでやりますませんけれども、この政府案について言うと、官民について言えば、センシティブ情報について特

に慎重な取り扱いをするというような配慮がなされていない、そして民間については、主務大臣の関与による恣意的な統制が行われようとしている、官について言えば、行政機関等には目的的利用のチェックが甘い、国民の利益軽視、そういう問題があるということを申し上げて、政府案に対しては強く反対を申し上げたいと思います。

以上です。

○村井委員長　これにて石毛君、平岡君の質疑は終了いたしました。

次に、黄川田徹君。

○黄川田委員　自由党的黄川田徹であります。

総理には、昨年、郵政公社化法に関連しまして二度ほど質問をさせていただきました。今回は、我が国の国形、これについてまずお尋ねいたしたいと思います。

今、統一地方選挙後半戦、まもなく終わろうとしております。そしてまた、地方出身の私の目から見ましても、国民の意識、本当に大きく変わっていると私は感じております。そしてまた、単に考え方方が多様化しているというだけじゃなくして、やはり、ハードの面、物質的な面から、もつと新しい価値を求めてやまないというふうなことを肌身で感じております。

総理はあしたから訪欧ですか、海外に出られるわけでありますけれども、逆に、外に出ると日本の国がよくわかるというふうに言われております。総理も小泉改革ということで努力されておりますけれども、私は、とてもその効果があらわれていないと、いうふうに思っております。そしてまた、国民に総理の改革の理念、これが本当に伝わっておるのかということを、選挙戦を通じて私は感じております。

そこで、根本は、我が国の国形、ちょっとずつうたいが過ぎるのではないかということがありまして、規制緩和、行政改革、これについてまず最初にお尋ねいたしたいと思います。

総務省によりますと、我が国の法律でありますけれども、戦後、昭和二十五年からでありますけ

れども、約七千四百本法案が成立しまして、現在生きているものは約千八百三十本、政令、省令を加えると約七千二百本にも及ぶところであります。幾ら法治国家とはいえ、やはり官僚支配の規制社会、これが浮かび上がるわけありますけれども、総理、これに対応する、現状をどう認識いたしますか。

総理から聞いておきたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 本来は、法律が全然なくても平和的に、安定的に国家が運営されれば、これが一番いいと思います。しかしながら、すべて善人ばかりではありませんし、法律をつくつても、法律を破ろうとする人もいるのも事実でございま

す。

そういう観点から、法律以前に、各国民が、それぞの責任を自覚しながら、地域の発展のために、また国の発展のために努力する体制をいかに整備していくか。法律というものは、そういう環境を整備するという点について、法治国家として大変重要なものでありまして、できれば法律の数を少なくして、多くの国民が、みずから助ける精神とみずからを律する精神によって国づくりに励んでいけるよう、そういう環境整備を政治がしていくのが極めて重要だと思つております。

○黄川田委員 ちよつと抽象的に話しましたので、問い合わせの回答がちよつと、なかなか行き違があるみたいであります。

実は、選挙を通じまして私地元で言われるのは、七千円台で低迷する株価、あるいはまた三百五十五万人に上る失業者、そしてこのデフレ、どうするんだと。法律にがんじがらめになつて、そして、政令、省令も含めて官僚支配、構造改革といひながら、規制改革、規制緩和、そういう中で本当に構造改革がなつていているのかと。加えて、政権が発足してあすで二年目でしよう。どうなんです

か、現状は。

○小泉内閣総理大臣 政権を担当して二年、ようやく私の目指す改革も軌道に乗ってきたな、これからさらに、就任以来目指した改革に邁進していくべきやならないと思つております。

規制にがんじがらめになつていて、規制というのは一面国民を保護するものであり、企業を保護するものであります。これが行き過ぎると逆に活動を阻害するものになつていて。そういうところから、今回構造特区という制度を設けて、各地域の意欲をいかに日本の経済再生に活用していくかということで、規制改革等に向けて努力しているところであります。

幸いにして、第一次特区については、非常に多くの各地方自治体から、これをやりたい、あれをやりたいと提案が出てきまして、四月には、既に先日、五十件以上にわたる地域の要望ということに対して認定をし、また、近々さらにな六十件以上がこれをやりたいという要望が出ております、これについても認定する準備を進めております。

さらに、法改正が必要なものについても、順次、地方の意欲を引き出すような、そういう特区については意欲的に取り組んで、何とか国民の意欲を国づくりに生かすような形で進めていきたいと思つております。

○黄川田委員 なかなか本題まで時間がかかりますね、前段をやつていますと。

いずれ、私から言わせれば、特区というものは規制であります。本来はそれがいいわけなんですよ。総理は、まず手始めに始めて、それがよければ全国に広げるという話なんでしょうけれども、やはり、基本的な規制緩和の部分だと思つてます。本来はそれがいいわけなんですよ。規制社会の実態といいますか、今回の個人情報保護法案にも見てとれるわけなんでありますけれども、同法案は高度情報通信社会の進展を目的ということで大上段に構えているわけなんですね。ネット社会ではさまざまな問題が生じてくると思うわけであります。

それで、また、インターネットの技術が進歩しまして、そしてまた、ブロードバンド化の時代ですね。ネット社会ではさまざまな問題が生じてくると思うわけであります。

そこで、例えば、国民一人一人はキヤツシユカード、あるいはまた電子決済ができるICカードで、そしてまたこの八月には住基ネットカードですか、これらさまざま、いろいろな個人情報を持つことになるわけであります。その際、そのような個人が有する個人情報がたまたま漏れただけれども、ネット社会ではさまざまのミスがありましたよ。過去に八年半で八十何件がありますけれども、そのうち六十件以上はうつかりミスなんですね。

そこが、中には故意、わざと非常にセンシティブな情報を流して、対価をたくさん取つて、それが悪く使われるものがありますから、これらについては、情報の多寡によらず規制することが必要なものございますから、そういうものにつ

す。

○細田國務大臣 時間の関係で手短く申しますが、今、IT戦略を見直しております。出井ソニーの会長さん、慶應の村井先生初め十六人の専門家に入つていただいて、第二次をやっておりま

す。

てくれないのでないかと思われます。

そこで、今回、包括法で国民全体に網がけをしておるわけでありますけれども、このようにネット社会では個人は情報が漏れないよう自己防衛せざるを得ないわけであります。この国民個人個人を守るために個別の法制化がおくれているよ

うに思われるわけでありますけれども、この点に關して、大臣の大局的な見解、そしてまた具体的にどのような分野にこのようなものをつくつていて

こうとするのか、お尋ねいたしたいと思います。このように思われるわけでありますけれども、この点に關して、大臣の大局的な見解、そしてまた具体的にどのようないわゆる分野におきまして、個人から見まして、侵害されているのではないか、個人を守るために個別の法制化がおくれているよう

子化だとか、あるいは教育、そういう環境をよくしようじゃないか、そして光ファイバー網を整備しようと、そういう環境整備でしたね。今度は、端的に言うと、全国民が待ち時間をゼロにするにはどうしたらいいんだ、病院へ行つても待たない、行政庁に行つても待たない、それから、わざわざどこかへお使いに行く必要もない、いながらにして手続ができるようになり、かつ、利便があがるためにはどうしたらいいか、そういう観点から今やつていて、しかも出井さんは、官庁は案文をつくるのに入るな、おれたちがつくると、こういうことでつくられて、それを今、各行政と一緒に調整しているところです。

そういう中で、おつしやつたようなさまざま

中小企業者の問題もありますし、官主導の問題もありますし、まだ非効率な部分がいろいろありますので、それを一つ一つ点検しておるところでございまして、六月に報告を出します。

○黄川田委員 立派な報告書を六月に待つておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、また、インターネットの技術が進歩しまして、そしてまた、ブロードバンド化の時代ですね。ネット社会ではさまざまな問題が生じてくると思うわけであります。

そこで、例えば、国民一人一人はキヤツシユカード、あるいはまた電子決済ができるICカードで、そしてまたこの八月には住基ネットカードですか、これらさまざま、いろいろな個人情報を持つことになるわけであります。その際、そのような個人が有する個人情報がたまたま漏れただけれども、ネット社会ではさまざまのミスがありましたよ。過去に八年半で八十何件がありますけれども、そのうち六十件以上はうつかりミスなんですね。

ところが、中には故意、わざと非常にセンシティブな情報を流して、対価をたくさん取つて、それが悪く使われるものがありますから、これらについては、情報の多寡によらず規制することが必要なものございますから、そういうものにつ

いては個別法も必要でございます。

それから、この法律によつても、もちろん十分対応できるだけの根拠が得られましたから、今までは注意をしておつた主務大臣が、これはひどいということで追及することができるようになつておるわけでございます。

○黄川田委員 一年生議員でありますので、なかなか給理とは質問する機会がないので、ちょっと話題を変えまして、行革問題について一点お尋ねいたしたいと思います。

国家公務員は十年で二五%削減するとのお題目を掲げられております。しかしながら、民間は本当に血が出るリストラを行つております。公務員に関しては二五%，お題目はありますけれども、実行は本当にされるのか、独立行政法人化とかいろいろな形の中で本当に実効性が上がるのかと思つておるわけであります。やはり、その核心は公務員制度改革、ここにあると思つております。

そこで、現在、内閣官房を中心公務員制度改革の検討が進められておりまして、伝えられるところによりますと、今国会に提出ということあります。しかしながら、今回の改革については、その内容について、天下りやあるいは採用試験の問題、給与の取り扱い、さまざま、官僚による官僚のための改革という批判がマスコミ等からも絶えないとあります。そのほか検討の進め方ににつきましても、関係者との意見交換、意見調整が余り行われていないことや、広く有識者を交えたオーブンな議論、これが余りなされていないのではないか、こう思つております。この点については、公務員の労働組合も強く不満を持つておるわけであります。また、ILSからも厳しい指摘がなされたことは、これは給理おわかりのところであります。

このような中、三野党が四月三日に官房長官を訪問した際、官房長官は、関係者と十分な協議をした上で、納得をして決めたいと思つていると答

えております。そしてまた、最近の新聞報道によ

りますと、坂口厚生労働大臣が二十二日、閣議後の記者会見で、公務員制度改革の関連法案について、政府と労働組合との間でよく話をすることが先決だ、余り急いで法案を出すことは控えた方がいい、こう述べております。今国会での関連法案の提出は見送るべきだというふうな考え方を示したと私は思つております。

そこで、小泉内閣の重要な閣僚がこのような御意見を発言されているにもかかわらず、組合との協議もまとまらない中でこの法案の閣議決定を强行したら大混乱になると思っております。我々も覚悟を決めておりまして、四月三日の官房長官への申し入れの際、我が党の山岡本部長も重大な決意で臨むと表明しているように、そのようなことにすれば野党三党あるいは野党四党結束して闘つていかなきやならないということになります。

けれども、ちょっと長くなりましたが、総理は、今までの経緯、経過を踏まえて、公務員制度改革、どんな形で進めてまいりますか。総理からお尋ねいたします。

○小泉内閣総理大臣 国家公務員法改正につきましては、各政党また職員団体等からいろいろな意見があることは承知しております。この改正案を見がります。この改正案を検討するに当たりましては、今御指摘のように、関係者と十分協議をしながら進めていきたいと思います。

○黄川田委員 時間でありますので終わりますが、この個人情報保護法案以上に論判しなさいやいけないと思つております。

終わります。

○村井委員長 これにて黄川田君の質疑は終了いたしました。

次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございま

になつた青年の氏名、住所、年齢、性別という四つの情報を適齢者名簿として集めていることが明

らかになりました。三十七年間にわたつて、全国の市町村を通じてそれを提供させていました。全体の三割近く八百二十二の市町村に提供させて、提供を断られた市町村に住んでいる国民の情報は、自衛隊が直接住民基本台帳を開覧して集めていたとのことであります。そうしますと、毎年百数十万という規模の個人情報が本人の知らないところで自衛隊に集められていたわけで、国民は大変大きな驚きと危惧を感じています。

ちょうどどけさの朝日新聞に、「防衛庁の人権感覚が昨年の事件から何も変わっていない、世間に通じないものであることが分かりました」と同時に、防衛という名でこれから何が起こるのか、といふ怖さを感じました。「こういう率直な国民の投書が寄せられています。

不安な気持ちを持つのは、私は当然だと思うんですね。総理はこのことをどのように受けとめていらっしゃるのか、お聞かせください。

○小泉内閣総理大臣 後ほど担当大臣から答弁いたしますが、自衛隊において適切な人材を確保するということは、これは大変重要なことは当然であります。

その際に、自衛隊におきましても各地方公共団体に協力を求めているところであります。この募集業務について、情報というのは、この法案におきましても、本人の住所、氏名、生年月日、性别、これ以外は収集する必要ないことなんですよ。だから、これを周知徹底させまして、国民の不安を招かないように、あるいは誤解を解くよう

な教育なり周知徹底、今後も必要でありますので、よく注意しながら適切な運営を図つていきました。

○春名委員 それで、今おっしゃったことは重要なことなんですが、同時に、私驚いたのは、一つは、十三歳の中学校一年生から名簿を集めているという問題。同時に、国民が強い批判を持ちますのは、その四つの情報だけではなくて、自衛官募

集に全く関係ない、今おっしゃいました、健康状態や職業、技能、免許、統柄、世帯主なども、

きょう配られた防衛庁の最新の資料でも、四百四十一の市町村から提供させていたということがきょう報道されています。

それから、私は、委員会の審議の中で議論されたことについて総理の認識を聞きたいわけです

が、こうして本人が知らないうちに集められた適齢者の名簿に基づいてダイレクトメールが発送され、入隊の勧説が行われる。そして、応募者に対する本人の同意もなく、その個人の情報が警察に行くことも明らかになりました。防衛庁は、警察の協力を得て、住所の確認だけではなく、隊員としてふさわしい者かどうかをチェックするというのが御答弁がありました。

ふさわしい者かどうかをチェックするというのは一体どういうことか、明確な答弁はありませんでしたが、やはりこれは個人の思想や信条という問題に深くかかわっているのではないかと思うんですね。自分の知らないところで、その四情報だけではなく、職業、特技、健康状態、そして思想、信条に至るまで、自分の秘密であるべき

こういう情報が自衛隊や警察によって調べられて、その量が蓄積をされていく。

これはやはり、先ほどの私の、投書も紹介しましたけれども、本当にこういう事態でいいのかと、今回改めて明らかになつて、国民の批判、危惧、大変大きなものになつてていると思うんです。これは明確に、このままではだめだと、しつかりやる必要があると思いますが、総理、いかがでしょうか。

○赤城副長官 これは、さもいけないことが行われていたように御指摘でございますので、はつきりこの制度について御理解をいただきたいと思います。

自衛官というのはまさに国の守りでございますから、その自衛官を募集する、人材を確保する、これは大変大事な業務でございます。

そこで、防衛庁地方連絡部とともに、地方公共

団体も、これは法定受託事務としてこの募集の事務を行つてゐるわけでありまして、また、その一環として情報をいただいているわけです。これは、あくまで募集の目的に必要な情報ということで限られておりまして、健康情報とかセンシティブ情報についてはいただいていないわけであります。

で、七割を超える市町村はこれに応じないということをして いるわけであります。こうした国民全体、また地方自治体の意向をしつかり受けとめることが私はどうしても必要だということ、このことを改めて今回の問題で提起をしておきたいと 思います。

○春名委員 時間がないんですから、やめてください。
　　（発言する者あり）

○村井委員長 ちょっと、一言だけです。指名して
ております。短く、短く答弁してください。

○春名委員 求めていないですから。早くしてく
ださい。（発言する者あり）

○村井委員長 いや、指名しておりますから。簡

に対して今議論している法案が、そういう問題にきちっと対処できるのかということを問題提起しているんです。

この事件は、政府提出法案の欠陥を露呈するものだと私は思います。行政機関の保有する個人情報の保護法案は、国民の個人情報を行政に不当に取得させないための行政の適正な取得という規定

うことを強調しておきたい。
最後に、野党提出者に伺いたいと思います。
民間の部門の個人情報保護法も含めですが、
冒頭に質問しました防衛庁適齢者名簿の問題、そ

それから、後段の御指摘でございますが、防衛庁としては、その採用する自衛官について、その適性なり、例えば志願票に記載された事項を確認したり、欠格事由を確認したりということをするのは、これは採用に当たつて当然のことといたします。一方、薦考につゝては、募集につゝて公要なる

力をお願いするということは、別途これは法律に規定されていることでございまして、しかし、御指摘のような思想調査というものは行つております。せん。

○春名委員 ですから、応募者のことを警察に情報を持ち込むことは何にも必要ないわけでして、そのことをなぜやるのかということが第一大きな問題です。

同時に、私どもは、地方自治体に自衛隊の募集事務そのものをさせることには反対ですが、しかし、仮に必要だとしても、個人情報保護の観点から、こんなやり方は私は許されないと思うんですね。実際、七〇%以上の市町村は、適齢者情報を提供しておりません。

なぜかといいますと、募集業務の必要性ということを皆さんのがおっしゃるけれども、同時に、個人情報保護の必要性、これをどう認識するのか、こういう真摯な議論の中で、個人情報の方をしつかり守るということが大事なんだ、こういう立場

て、役所が、地方公共団体が便宜を图る、これはやはり行政サービスの一環なんです。そういうことと、個人情報について、この法律の趣旨以外に目的外利用はなされないように適切な運用が必要でありまして、この法案と自衛隊の問題について混同されないようになっていただきたいと思います。要は、自衛隊につきましても、個人情報を保護するという趣旨を徹底いたしまして、国民に不安を抱かせないような運営が適切になされるよう指示をしていきたいと思います。

○春名委員 僕は、指してもいい人が出てきてほしくないんですね。

それで、總理、応募したい人はいいんですよ。私はそんなことを言つているんじゃないでしょう、さつきから。本人の知らないところで、四つの情報、公開情報以外の情報も集めて、そして、大規模に集めてそれが警察にも渡つて、そんなことでいいんですか、こんな社会でということを言つておるんですよ。そういう問題に対して疑念が出てくるのは当たり前のことなんです。それ

必要な個人情報の他者による収集や取り扱いが禁止されていないことが、問題を起す大きな原因の一つです。政府案には、個人のこうしたいわゆるセンシティブな情報の収集を原則禁止する規定はありません。

野党案は、思想、信条、病歴、福祉の給付の事項、社会的身分などにかかる情報について、あらかじめ本人の同意なしには取り扱ってはならないと、特に慎重な取り扱いを求めております。このいわゆるセンシティブ情報の収集禁止規定は、諸外国にもあり、また、経産省、総務省で、

○小泉内閣総理大臣　自衛隊に応募したいという
す。
総理にお聞きをしたいのですが、これでは、個人情報を本当に守つて権利益益を守るということよりも、行政の都合が優先されていると思われても仕方がないんじゃないでしょうか。総理の見解をお聞かせください。総理、総理、お願ひします。

よ。我々は、もともとは、今ある国家公務員法の懲戒処分や守秘義務と刑法の処罰規定で対応できると思ったわけですが、いろいろな御議論があるのですから、今回追加いたしまして、民の方は、まず勧告をやって……

問題の、たしかに行政機關は、要は、行政機關は、民間企業にも膨大な個人情報が集積されていること、そのデータがコンピューターで結合されると個人のプライバシーが丸裸になるという危険を示したという、この点が一番のポイントだと思います。

きょうの議論というのは、防衛庁問題じゃなくて、むしろそちらだと思ってますが、現行法で

その最後に罰則でございまして、官の方がずっと
厳しいわけであります。

○春名委員 私は、指してもいい人が出てきて
ほしくないんですね。

それで、總理 応募したい人はいいんですよ。
私はそんなことを言っているんじゃないでしょ
う、さつきから。本人の知らないところで、四つ
の情報 公開情報以外の情報も集めて、そして、
大規模に集めてそれが警察にも渡っている、そん
なことでいいんですか、こんな社会でということを
言つておるんですよ。そういう問題に対して疑
念が出てくるのは当たり前のことなんです。それ

は、思想、信条、病歴、社会的身分など、特に重要な個人情報の他による収集や取り扱いが禁止されていないことが、問題を起こす大きな原因の一つです。政府案には、個人のこうしたいわゆるセンシティブな情報の収集を原則禁止する規定はありません。

野党案は、思想、信条、病歴、福祉の給付の事項、社会的身分などにかかる情報について、あらかじめ本人の同意なしには取り扱ってはならないと、特に慎重な取り扱いを求めております。このいわゆるセンシティブ情報の収集禁止規定は、諸外国にもあり、また、経産省、総務省で、

信用情報、通信情報を保護するガイドラインを設け、その中でも同じ規定を設けておりますし、地方の個人情報保護条例でも、個人の機微な情報の収集を原則禁止しているのが千二百五十二自治体に上っています。これは憲法の要請であり、国際的に大きな流れとなり、また実践の積み上げの中で法制化を可能としているものでありますので、野党はこの立場で御提案をしているものでございます。

○春名委員 今お話しいただきましたように、野党案は行政に関する個人情報保護法でも、行政の都合優先ではなくて、個人の情報、権利利益をきちっと守るということを貫いております。さら

に、民間の方のその基本法についても、センシティブ情報の収集の問題など、今大きな問題に

なっていることについても、きちっと自己情報をコントロールするという立場から明確な対案を示しております。

私たちはそういう立場でこの問題に臨んでいきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○村井委員長 これにて春名君の質疑は終了いたしました。

次に、保坂展人君。

○保坂委員 社民党的保坂展人です。小泉総理に伺います。

総理御自身おわかりのようだに、今度の法案は、戦後初めて報道を定義されました。この報道の定義は、「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせる」という定義なんですが、かつて戦前に新聞紙法という法律がありまして、新聞紙とは何かを定義していました。これによれば、題号をもつて、タイトルですね、定期的に発行されているものはすべて新聞紙だったんですね。これが戦前の新聞の定義です。

これと比較すると、今回の報道の定義は、戦前のこの定義と比べてかなり狭くなっているというふうに思います。戦前と比べれば、印刷技術やI

とで五千件になつてゐるのでござりますが、たまたま六千件あつたということであれば取扱事業者にはなりますけれども、それをまたつかまえて、悪いこととしているのに、ああだこうだといふことはない。

だめだとか、住所、氏名、生年月日、性別以外に情報を持っている業者はたくさんありますよ。しかし、それは目的外に使用しちゃいかぬと。これはもう法律以前の問題という部分も随分あると思います。

ういうものがあつたケースについて、一覧表をいたしました。これ、一覧表ですね。そして、これは、北海道の函館のところで、私は間違いじやないですかと聞いたところ、間違つていたんですね、北海道の函館の狭いエリアで。

い。○村井委員長 答弁中ですから、お聞きください。
いよ。委員長、お願ひしますよ」と呼ぶ)
総理にしつかり調査してくださいださ
いります。(保坂委員「時間がないので。

ただ、中に、私の情報はどうなっているんだと
聞く人があつたら、それは対応すべきことになる
ということはありますけれども、それ以上のことを
はございません。

この点については、一部の業者によつて個人の情報が侵害されている、あるいは個人のプライバシーが侵害されているケースがたくさんあるものですから、そういう点に対してもきちんと保護し

そして、これをきょういただきました、委員長の指示で。ちょっと汚いですけれども、赤くつけたところが三十数力所ありますよ。これは全部違うんですね、これは全部違う。それで、これは、

○赤城副長官 これは、当初から精查をしてお出しをするということでございまして、基本的な部分、事實関係についてはそこがございません。なお、具体的な数字についての入れかわりはあるまいことはございませんが、改めて見次第

○保坂委員 私も、深刻な事態、もう個別法でしつかり縛るべきだと思つてゐるんです。例えは金融とか医療とか、さまざま、ひどい情報が出ていますよ、教育もそうです。ただ、これは一般法で、小県总理、すべての国民を対象にしているんですよ。重要なのは、理念をうたつていて、これから個別法をつくつていくのではなくて、罰則があるんですね、これ。

この点については、一部の業者によつて個人の情報が侵害されている、あるいは個人のプライバシーが侵害されているケースがたくさんあるものですから、そういう点に対してもきちんと保護しようと。同時に、そういう業者に対しては、目的外に使用しないように常々注意してもらおう、また報道機関に対しては、表現の自由、報道の自由、これはしつかりと保障されているんだという点を政府はやはりわきまえて、適切に運用していくかなきやならないということであつて、全部厳密に、これはどうか、あれはどうかと言われるときちんと答へられない部分もあると思いますが、そ

そして、これをきょういただきました、委員長の方の指示で。ちょっと汚いですけれども、赤くつけたところが三十枚力所ありますよ。これは全部違うんですね、これは全部違う。それで、これは、私驚いたのは、ふえていつたのかと思ったら、群馬などでは四十二件あった電話というのがむしろなくなつてしまつたり、三重県は続柄が六十二とあつたんですが、これは単なる記入ミスで四項目だけでした。こういう報告で今防衛庁が来ましたけれども、これは到底精査をしたと言うことはできないんじゃないのか。
ですから、役所の方は、情報を得るのは簡単だといふのですが、この辺の情報はどこで貰つてこられるか、これが問題であります。

○赤城副長官 これは、当初から精查をしてお出しをするということでおございまして、基本的な部分、事實関係についてはそこがございません。なお、具体的な数字についての入れかわりはありますということは申し上げた上で、改めて現段階で最新の調査をお出したということでおございました。

○保坂委員 総理、どうですか。間違いがないようにしてかり調査して出してください。

○小泉内閣総理大臣 法律が適切に運営されるよう調査して、国民の誤解、不安を解くように努力したいと思います。

も、法律を読めば、五千件以上の氏名、住所、電話番号以外に、例えば個人が、この方はA高校出身だ、あるいは病気療養中だ、介護ヘルパーの希望者など、いろいろな情報を登録しておきますから、今細田大臣が答弁されましたけれども、ですから、今細田大臣が答弁されましたけれども、

この点については、一部の業者によつて個人の情報が侵害されている、あるいは個人のプライバシーが侵害されているケースがたくさんあるものですから、そういう点に対してもきちんと保護しようと。同時に、そういう業者に対しては、目的外に使用しないように常々注意してもらおう、また報道機関に対しては、表現の自由、報道の自由、これはしつかりと保障されているんだということを政府はやはりきまえて、適切に運用していくべきやならないということであつて、全部厳密に、これはどうか、あれはどうかと言わるときちんと答えられない部分もあると思いますが、その辺は、お互い良識を持つて運営されなきやならない点は十分あるし、今回の法案につきましては、そういうことがないように、適切な運営に配慮する必要があると思つております。

そして、これをきょういただきました、委員長の指示で。ちょっと汚いですけれども、赤くつけたところが三十数力所ありますよ。これは全部違うんですね、これは全部違う。それで、これは、群私驚いたのは、ふえていつたのかと思ったら、群馬などでは四十二件あった電話というのがむしろなくなつてしまつたり、三重県は統柄が六十二とあつたんですが、これは単なる記入ミスで四項目だけでした。こういう報告で今防衛庁が来ましたけれども、これは到底精査をしたと言うことはできないんじゃないのか。

ですから、役所の方は、情報をとるのは簡単だけれども、一体どれだけの情報をとつて預かつてあるかというのはなかなか把握しにくいのです。これは大事な問題ですからね、総理も先ほど答弁されているように。しつかりと今回の防衛庁の、どういう情報のとり方をして、四情報以外に必要とされたところが三十数力所ありますよ。これは全部違うんですね、これは全部違う。それで、これは、群私驚いたのは、ふえていつたのかと思ったら、群馬などでは四十二件あった電話というのがむしろなくなつてしまつたり、三重県は統柄が六十二とあつたんですが、これは単なる記入ミスで四項目だけでした。こういう報告で今防衛庁が来ましたけれども、これは到底精査をしたと言うことはできないんじゃないのか。

ですから、役所の方は、情報をとるのは簡単だけれども、一体どれだけの情報をとつて預かつてあるかというのはなかなか把握しにくいのです。これは大事な問題ですからね、総理も先ほど答弁されているように。しつかりと今回の防衛庁の、どういう情報のとり方をして、四情報以外に必要とされたところが三十数力所ありますよ。これは全部違うんですね、これは全部違う。それで、これは、群私驚いたのは、ふえていつたのかと思ったら、群馬などでは四十二件あった電話というのがむしろなくなつてしまつたり、三重県は統柄が六十二とあつたんですが、これは単なる記入ミスで四項目だけでした。こういう報告で今防衛庁が来ましたけれども、これは到底精査をしたと言うことはできないんじゃないのか。

○赤城副長官 これは、当初から精査をしてお出しをするということでおございまして、基本的な部分、実事関係についてはそこがございません。

なお、具体的な数字についての入れかわりはありますということは申し上げた上で、改めて現段階で最新の調査をお出ししたということでござります。

○保坂委員 総理、どうですか。間違いがないようにしつかり調査して出してください。

○小泉内閣総理大臣 法律が適切に運営されるよう調査して、国民の誤解、不安を解くように努力したいと思います。

○保坂委員 終わります。

○村井委員長 これにて保坂君の質疑は終了いたしました。

以上で各案に対する質疑は終局いたしました。

望を持っているとか、そういうものを管理してあるいは商売を始めたとか、いろいろな形で個人情報を個人が持っているわけです。しかし、それが目的外に使われたりとか、あるいはそれを発する人、私の情報をどうしてこの人が持つているのということになると、個人情報取扱事業者というふうに知らずに五千件を超えた時点でその人がなって、そして指導あるいは勧告、命令を受けたて、これに従わないと、最終的に、悪い場合には半年以下の懲役または三十万円の罰金、最悪は逮捕まであるという罰則つきなんですね。

この点については、一部の業者によつて個人の情報が侵害されている、あるいは個人のプライバシーが侵害されているケースがたくさんあるものですから、そういう点に対してもきちんと保護しようと。同時に、そういう業者に対しては、目的外に使用しないように常々注意してもらおう、また報道機関に対しては、表現の自由、報道の自由、これはしつかりと保障されているんだということを政府はやはり引きまして、適切に運用していくべきやならないということであつて、全部厳密に、これはどうか、あれはどうかと言われるところをちゃんと答えられない部分もあると思いますが、その辺は、お互い良識を持って運営されなきやならない点は十分あるし、今回の法案につきましては、そういうことがないように、適切な運営に配慮する必要があると思つております。

○保坂委員 これは総括質疑で、刑罰がここにありますね。ですから、これは、もちろん悪い人もいるけれども、場合によっては冤罪ということもありますからね、事件の中には、えらいことになつてしまつたと。普通に商売をやつていたのに、五千件以上の顧客データだということ、例えば、宅配便をやつていたんだけれども介護サービスに切りかえるかというときに目的外使用だと言わいたら、これは困るわけです。ちょっと、これは総理、もつと勉強して、しつかり認識を持つたいだと思います。

そして、これをきょういたしました、委員長の方の指示で。ちょっと汚いですけれども、赤くつけたところが三十枚力所ありますよ。これは全部違いますね、これは全部違う。それで、これは、私驚いたのは、ふえていったのかと思ったら、群馬などでは四十二件あった電話というのがむしろなくなつてしまつたり、三重県は統柄が六十二とあつたんですけど、これは単なる記入ミスで四項目だけでした、こういう報告で今防衛庁が来ましたけれども、これは到底精査をしたと言うことはできないんじゃないかな。

ですから、役所の方は、情報をとるのは簡単だけれども、一体どれだけの情報をとつて預かつていいかというのはなかなか把握しにくいのです。これは大事な問題ですからね、総理も先ほど答弁されているように、しっかりと今回の防衛庁の、どういう情報のとり方をして、四情報以外に必要な情報についてどういう実態があるかと思われる情報についてどういう実態があつたのか、調査するように指示をしていただきたいと思います。

○赤城副長官 まず、これは現行法令上、情報の提供は募集に必要な情報をいたたくということになりますので、必ずしも四情報に限られるわけではありません。しかしそれは、最低限にする、最小限にするという意味で、今後四情報に限定をしていくということで周知徹底いたしました。

○赤城副長官 これは、当初から精査をしてお出しをすることでございまして、基本的な部分、実事関係についてはそこがございません。なお、具体的な数字についての入れかわりはありませんということは申し上げた上で、改めて現段階で最新の調査をお出ししたということでござります。

○保坂委員 総理、どうですか。間違いないようにしてください。

○小泉内閣総理大臣 法律が適切に運営されるよう調査して、国民の誤解、不安を解くように努力したいと思います。

○保坂委員 終わります。

○村井委員長 これにて保坂君の質疑は終了いたしました。

以上で各案に対する質疑は終局いたしました。

○村井委員長 この際、枝野幸男君外八名提出、個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案について、国会法第五十七条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。

○細田国務大臣 大臣、たいまの枝野幸男君外八名提出の個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案につきましては、政府としては反対であります。

ですから、これは、今、細田大臣の答弁だと、善意にやっている人はみんな大丈夫ですとおつしやるんですが、社会的な混乱を招くんじやないと私心配しているんです。

この点については、一部の業者によつて個人の情報が侵害されている、あるいは個人のプライバシーが侵害されているケースがたくさんあるものですから、そういう点に対してもきちんと保護しようと。同時に、そういう業者に対しては、目的外に使用しないように常々注意してもらおう、また報道機関に対しては、表現の自由、報道の自由、これはしっかりと保障されているんだという立場を政府はやはりわきまえて、適切に運用していくべきやならないということであつて、全部厳密に、これはどうか、あれはどうかと言われるときちんと答えられない部分もあると思いますが、その辺は、お互い良識を持つて運営されなきやならない点は十分あるし、今回の法案につきましては、そういうことがないように、適切な運営に配慮する必要があると思っております。

○保坂委員　これは総括質疑で、刑罰がここにあるんですね。ですから、これは、もちろん悪い人もいるけれども、場合によつては冤罪ということもありますからね、事件の中には、えらいことになつてしまつたと。普通に商売をやつていたのに、五千件以上の顧客データだとということで、例えば、宅配便をやつていたんだけれども介護サービスに切りかえるかというときに目的外使用だと言われたら、これは困るわけです。ちょっと、これは総理、もっと勉強して、しっかりと認識を持つていただきたいと思います。

防衛庁の問題、最後にやつておきたいと思います。

昨日、委員長の指示で、防衛庁の集中審議、この委員会でやりましたけれども、これは、地方公署の行なうべきことについて、

そして、これをきょういたしました、委員長の指示で。ちょっと汚いですけれども、赤くつけたところが三十数力所ありますよ。これは全部違ったんですね、これは全部違う。それで、これは、私驚いたのは、ふえていったのかと思ったら、群馬などでは四十二件あった電話というのがむしろなくなってしまつたり、三重県は統柄が六十二とあつたんですが、これは単なる記入ミスで四項目だけでした。こういう報告で今防衛庁が来ましたけれども、これは到底精査をしたと言うことはできないんじゃないかな。

ですから、役所の方は、情報をとるのは簡単だけれども、一体どれだけの情報をとつて預かつておるかというのはなかなか把握しにくいのです。これは大事な問題ですからね、総理も先ほど答弁されているように。しつかりと今回の防衛庁の、どういう情報のとり方をして、四情報以外に必要なと思われる情報についてどういう実態があつたのか、調査するよう指示をしていただきたいと思います。

○赤城副長官 まず、これは現行法令上、情報の提供は募集に必要な情報をいただくということになりますので、必ずしも四情報に限られるわけではございません。しかしそれは、最低限にする、最小限にすることの意味で、今後四情報に限定をしていくということで周知徹底いたしました。

それから、御指摘の調査の件でございますが、これは委員会からの指摘によりまして、限られた時間内で精いっぱい調査をいたしました。二十三日にその報告をいたしました。しかし、その際にその報告をいたしました。

○赤城副長官 これは、当初から精査をしてお出しをすることによってございまして、基本的な部分、事實関係についてはそこがございません。なお、具体的な数字についての入れかわりはありません。

○保坂委員 総理、どうですか。間違いがないようにして調査して出してください。

○小泉内閣総理大臣 法律が適切に運営されるよう調査して、国民の誤解 不安を解くように努力したいと思います。

○保坂委員 終わります。

○村井委員長 これにて保坂君の質疑は終了いたしました。

以上で各案に対する質疑は終局いたしました。

○村井委員長 この際、枝野幸男君外八名提出、個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。細田国務大臣。

○細田国務大臣 ただいまの枝野幸男君外八名提出の個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案につきましては、政府としては反対であります。

○村井委員長 これより各案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。松下忠洋君。

○公不委員 弘は、自由民主党、公明党並びにこどもます。

○小泉内閣総理大臣 総理の見解を伺います。

この点については、一部の業者によつて個人の情報が侵害されている、あるいは個人のプライバシーが侵害されているケースがたくさんあるものですから、そういう点に対してもきちんと保護しようと。同時に、そういう業者に対しては、目的外に使用しないように常々注意してもらおう、また報道機関に対しては、表現の自由、報道の自由、これはしつかりと保障されているんだということを政府はやはりきまえて、適切に運用していくべきやならないということであつて、全部厳密に、これはどうか、あれはどうかと言われるときに、ちゃんと答えられない部分もあると思いますが、その辺は、お互い良識を持つて運営されなきやならない点は十分あるし、今回の法案につきましては、そういうことがないよう、適切な運営に配慮する必要があると思っております。

○保坂委員 これは総括質疑で、刑罰がここにありますね。ですから、これは、もちろん悪い人もいるけれども、場合によっては冤罪ということもありますからね、事件の中には、えらいことになつてしまつたと。普通に商売をやつていたのに、五千件以上の顧客データだということで、例えば、宅配便をやつていたんだけれども介護サービスに切りかえるかというときに目的外使用だと言われたら、これは困るわけです。ちょっと、これは総理、もっと勉強して、しつかり認識を持つていただきたいと思います。

防衛庁の問題、最後にやつておきたいと思います。

昨日、委員長の指示で、防衛庁の集中審議、この委員会でやりましたけれども、これは、地方公共団体から防衛庁が一応これはもらつていいといふ範囲の四情報以外の、例えば両親の職業などとか、あるいは電話番号と郵便番号、さまざま

そして、これをきょういたしました、委員長の方の指示で。ちょっと汚いですけれども、赤くつけたところが三十枚力所ありますよ。これは全部違いますね、これは全部違う。それで、これは、私驚いたのは、ふえていたのかと思ったら、群馬などでは四十二件あった電話というのがむしろなくなつてしまつたり、三重県は統柄が六十二とあつたんですけど、これは単なる記入ミスで四項目だけでした、こういう報告で今防衛庁が来ましたけれども、これは到底精査をしたと言つことはできないんじゃないかな。

ですから、役所の方は、情報をとるのは簡単だけれども、一体どれだけの情報をとつて預かつていいかというのはなかなか把握しにくいのです。これは大事な問題ですからね、総理も先ほど答弁されているように、しつかりと今回の防衛庁の、どういう情報のとり方をして、四情報以外に必要なないと思われる情報についてどういう実態があつたのか、調査するように指示をしていただきたいと思います。

○赤城副長官 まず、これは現行法令上、情報の提供は募集に必要な情報をいたぐりにすることになつておりますので、必ずしも四情報に限られるわけではありません。しかしそれは、最低限にする、最小限にするという意味で、今後四情報にする、その報告をいたしました。しかし、その際に限定をしていくことで周知徹底いたしました。

それから、御指摘の調査の件でございますが、これは委員会からの指摘によりまして、限られた時間内で精いっぱい調査をいたしました。二十三日目にその報告をいたしました。しかし、その際にも、これは十分精査をしてまいりますということことを申し上げておりますので、その上で精査して、改めて現段階で正確なところをお出ししたという

○赤城副長官 これは、当初から精査をしてお出しをすることによってございまして、基本的な部分、実事関係についてはそこがございません。

なお、具体的な数字についての入れかわりはありませんということは申し上げた上で、改めて現段階で最新の調査をお出ししたということでござります。

○保坂委員 総理、どうですか。間違いがないようにしてください。

○小泉内閣総理大臣 法律が適切に運営されるよう調査して、国民の誤解、不安を解くように努力したいと思います。

○保坂委員 終わります。

○村井委員長 これにて保坂君の質疑は終了いたしました。

以上で各案に対する質疑は終局いたしました。

○村井委員長 この際、枝野幸男君外八名提出、個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。細田国務大臣。

○細田国務大臣 ただいまの枝野幸男君外八名提出の個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案につきましては、政府としては反対であります。

○村井委員長 これより各案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。松下忠洋君。

○松下委員 私は、自由民主党、公明党並びに保守新党を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出の個人情報の保護に関する法律案

等関係五法案について、賛成の立場から討論を行います。

近年の高度情報通信社会の急速な進展のもと、各種の事業において、個人情報の利用は著しく拡大しております。しかし、残念ながら、顧客名簿の流出、インターネットホームページからの個人情報の漏えいなどの事例が発生しているのも事実であります。このようなく、自分の個人情報が果たして適切に用いられているのかといった国民の不安感は解消されず、国民のプライバシー意識も高まりつつあります。

一方、このＩＴ時代において、個人情報の有用性に着目し、国民がＩＴ技術の利便性を享受することも重要であります。すなわち、今我が国に必要なのは、個人情報の有用性に配慮しつつ、プライバシーを初めとする個人の権利利益を保護することです。

内閣提出の個人情報の保護に関する法律案は、まさにこのようない日の課題に的確に対応できる法案であり、ＩＴ時代における国民生活の保護のために不可欠な基盤法制であります。

しかしながら、一部に、個人情報の保護に関する法律案はメディア規制を意図するものであるとの不安、懸念が払拭されない状況にあつたことは遺憾であります。与党三党としても、このような不安、懸念を払拭するための努力を重ね、与党修正要綱を昨年十二月に取りまとめたところであります。

内閣提出の個人情報の保護に関する法律案は、この与党修正要綱に沿つて昨年廃案となつた旧法案を修正したものであります。具体的には、一つ、旧法案における基本原則を削除する、二つ、報道機関等への情報提供者に対し、主務大臣は関与しないことを明記する、三つ、報道の定義を明記する、四つ、報道機関に個人が含むことを明記する、五つ、著述を業として行う者を個人情報取扱事業者に対する義務規定の適用除外とする明記するなどの修正を行つております。

この修正によって、個人情報の保護に関する法

律案がメディア規制を意図したものであるといいます。

不安、懸念は払拭できたものと考えます。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、昭和六十三年に制定された現行の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律について、一つ、保護の対象となる個人情報の範囲を電算処理された個人情報ファイルから、行政機関が組織的に保有するすべての個人情報を拡大する、二つ、新たに、訂正請求権、利用停止請求権を明記するなど、現行法を全面的に充実強化するものであります。

（

なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案も、昨年廃案となつた旧法案から与党修正要綱に沿つて修正を行い、行政機関におけるＩＴ化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するため、新たに罰則を設けています。

このたびの内閣提出の個人情報の保護に関する

法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に

関する法律案等の関係五法案により、官民の両分野において、ＩＴ社会にふさわしい個人情報の保護が推進されるものと確信しております。

以上、内閣提出の個人情報の保護に関する法律案等関係五法案に対する賛成の理由を申し述べました。

最後に、野党四党提出の法案には反対すること

を表明いたしまして、与党三党を代表しての賛成

討論を終わります。（拍手）

○村井委員長 次に、今野東君。

○今野委員 私は、民主党・無所属クラブを代表

して、民主党、自由党、日本共産党、社会民主党

提出の個人情報保護関連法案に賛成し、政府提出

の個人情報保護関連五法案に反対する立場から討

論を行います。

本日の総理の答弁は、取扱事業者について、そ

の場その場で判断するのだという、個人情報につ

いて極めてデリカシーのないもので、私は愕然と

しております。

政府案の、個人情報取扱事業者に対する義務規

定の適用除外要件については、自主努力義務規定

を設けているため、報道の自由、表現の自由を制

限するおそれがあります。それに対し、野党案では、第三者機関に権限を与える、国会への報告を義務づけるなどして、最大限配慮する内容となつております。

政府案には、事業者に対する主務大臣の監督権

限が依然残されておりまして、恣意的介入や癒着

のおそれがあります。それに対し、野党案では、

第三者的機関に権限を与える、国会への報告を義務づけるなどして、最大限配慮する内容となつております。

政府案の、個人情報取扱事業者に対する義務規

定の適用除外要件については、自主努力義務規定

を設けているため、報道の自由、表現の自由を制

限するおそれがあります。それに対し、野党案では、目的のみで規定し、報道の自由、表現の自由

を最大限に配慮する内容となつております。

防衛庁が自衛官募集のダイレクトメールを送る

ために、満十八歳を迎える適齢者の情報の提供を各市町村に要求し、石川県七尾市が提供した一覧表では、両親の離婚や別居などの家庭環境までもが推測できる内容となつて事件が、先日発覚しました。この事件は、行政が自分の情報を勝手に収集、蓄積して活用しているのではないかとい

う国民の不安や不信をさらに増幅させました。行政側の不透明な情報収集やセンシティブ情報の収集を明確に禁ずることのない政府案では、今後、類似の事件が再発するのではないかという国民の不信や不安を払拭できません。

（

以下、野党四党案に賛成し、政府案に反対する理由を具体的に申し述べます。

（

政府案には自己情報コントロール権に関する明確な規定がなく、個人情報保護とは名ばかりです。それに対し、野党案は、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関する本人が関与することその他の個人の権利利益を保護する旨の規定を法律に明記しておりますが、自己情報コントロール権の社会的認知を後押しさせるための具体的な措置も講じております。

（

政府案には裁判管轄に関する明示の規定がないために、東京地方裁判所以外には訴訟をで

きないことになつておりますが、野党案では、地

方裁判所にも提起することができます。野党案では、慎重に慎重を期して、データマッチングに関する規定も設けております。

（

また、政府案には裁判管轄に関する明示の規定

がないために、東京地方裁判所以外には訴訟をで

きないことになつておりますが、野党案では、地

方裁判所にも提起することができます。野党案では、慎重に慎重を期して、データマッチングに関する規定も設けております。

（

政府案の罰則規定は、官僚等が利己的動機で個

人情報を利用した場合などにしか対応してお

りません。そのため、防衛庁リスト事件のよう

な問題は不問に付される可能性が非常に高く、行政

機関に甘い法案となつています。それに対し、野

党案は、行政機関に厳しい姿勢で臨み、実効性の

あります。

（

政府案の罰則規定は、官僚等が利

法律案、行政機関における個人情報の保護に関する法律案等四法案に賛成の立場から討論をいたしました。

さて、政府は、問題の多かった旧法案等を廃案として、新たに、旧法案から利用目的の制限などの基本五原則の廃止や適用除外対象の追加等の大幅な修正を行つた個人情報保護法案や、個人情報を取り扱う行政機関の職員に対し新たに罰則規定を設けた行政機関における個人情報保護法案等を提出いたしました。しかしながら、内容的に問題が多いことには変わりありません。

まず、政府提案の個人情報保護法案の問題点についてであります。政府案では、個人情報の取り扱いに関して、政府が基本理念と基本方針を定め、国、地方公共団体の責務を明確にするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めることとなつております。

しかしながら、これだけでは、個人情報の保護という本来の目的に反して、むしろ、政府・与党がジャーナリズムや表現活動に新たな制約を加えるのではないか、いわば、官が情報をコントロールするだけの法案になつてしまふ懸念が非常に強くあります。

また、個人情報の収集・利用、第三者に対する提供に係る本人の権利、権益を保護するための自己情報コントロール権や、センシティブ情報の無原則な収集を許さないための取り扱いについての基本理念や具体的な事項がないなど、極めて重要な点について一切触れられていません。

さらに、個人情報を取り扱う事業者の事業内容によって主務大臣を置くこととしているため、所管大臣ごとに異なる取り扱いがなされるなどの事態が生じる可能性や、公権力による表現、報道への不当介入を招くおそれがあります。

次に、政府提案の行政機関が保有する個人情報保護法案についてですが、政府案では、セシティップ情報の慎重な取り扱いのための具体的な内容についてこれまで一切触れられておらず、自己情報コントロール権についても法案の目的とし

ていないばかりか、具体的な点についても抜け道が多いものとなつていています。また、本人の同意、法律の目的外利用については第三者的機関道

チエックするシステムがないなど、行政機関が恣意的に個人情報をコントロールしたり、他の目的を利用しかねない可能性をはらんでいます。

以上、政府提案の五法案は問題点が極めて多く、到底容認できる内容ではありません。これに對し、民主党、自由党、共産党、社会民主党提案の四法案は、政府案に見られる問題点は解消され、真に国民生活に必要な内容となつてていると思われます。

よつて、自由党は、政府提案の五法案に反対、民主黨、自由党、共産党、社会民主党提案の四法案に賛成することを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○村井委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の個人情報の保護に関する法律案及び関連四法案に反対、並びに野党提出の個人情報の保護に関する法律案及び関連三法案について賛成の討論を行ひます。

政府案に反対する理由の第一は、表現、報道の自由を侵害するおそれがあるということです。

政府基本法案には、個人情報を取り扱う事業者を監督するために主務大臣が設けられています。

主務大臣には事業者の取り扱いが報道目

的のか著述目的なのかの判断がゆだねられており、報道や著述が狭く限定されたり、恣意的な判断がなされるという、公権力が報道や著述に入れるべき危険な構造となつてゐることは重大です。

また、政府案は、放送機関や新聞社などに、個人情報の苦情処理や適正な取り扱いを求める規定を設けています。メディアが自律的に定めるル

ルや倫理に國が法律で指示すべきではありません。疑惑の政治家がこの規定を根拠に、苦情に応ぜよと要求し、報道取材活動を妨害する口実にもなっています。

また、個人情報の目的外利用についても、相当な理由があるときというあいまいな規定では、行政の都合や利便性に偏った判断で、個人情報取扱の機関から地方公共団体まで全国の行政機関で使

イバシーに公権力を介入させないために、これを実施する監督機関を、行政から独立性を持つ第三者機関で行うことと規定しています。

政府は、第三者機関は行革に反すると言つておられます。この必要性は、政府案を検討してき

た専門家も参考人質疑で明らかにされました。し

かも、第三者機関は、既にイギリス、ドイツ、フ

ランスでも実施されている国際標準であります。

反対理由の第二は、政府案には、思想、信条、病歴、犯罪歴など、個人の名誉、信用、秘密に直接かかわるセンシティブ情報の収集や取り扱いを禁止する規定が欠落していることがあります。

これらの個人情報は、野党案に規定されているように、民間事業者であれ行政機関であれ、法律に基づく場合や生命にかかる緊急な場合など特

別の場合を除いて原則収集禁止というのが、憲法に定められた幸福追求権や法のもとの平等原則からも当然です。

センシティブ情報の収集禁止規定の必要性は、自衛官募集リスト事件、昨年の防衛庁の情報公開

セシティップ情報を類型化できないからと拒否していません。しかし、この規定は、諸外国でも設けられています。

反対の第三の理由は、自分の情報の取り扱いに自分が関与し選択するという自己情報コントロール権の立場をとつて、企業や行政機関の運営が優先され、個人の権利が後景に追いやり

られていることがあります。

その典型が政府の行政機関法案の目的規定で

今回の個人情報保護関連五法案は、メディア規制というほんの一部について修正しようとする小

手先の修正提案であり、各界の不安や疑問に真摯にこたえようとするものではなく、何とか法案を

通すための妥協にすぎないものと言えます。

また、民間法制は、自己情報コントロール権の規定が不明確、不十分であること、個人情報取扱事業者に対する主務大臣の監督権限が残されたま

い回しされるおそれがあります。

この点、野党案は、法案の目的に個人情報の取得、利用、提供など、本人が関与する自己情報コントロール権の立場を明記しています。

目的外使用についても、第三者機関である個人情報保護審査会に諮問し、客観的立場からの検討を経てから使用の是非を決めるなど、行政の恣意的判断を排除する仕組みになつてているのであります。

第四の理由は、政府案の制定によって、金融、通信など手厚く個人情報保護策を講ずる必要がある分野の施策が後退するおそれがあることです。

これらの分野は、現在、所管省で基本法案よりハードルが高いガイドラインを設けて個人情報を保護していません。ところが所管省からは、基本法に合わせてガイドラインのハードルを引き下げる意向が審議の中で明らかにされました。個人情報保護法の制定が個人情報保護策の引き下げの役割を果たそうとしていることは重大であります。

以上、政府案について反対、野党案について賛成することを表明いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○村井委員長 次に、北川れん子君。

○北川委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、内閣提出、個人情報保護関連五法案に反対の討論を行ひます。

一昨年三月末に提出された政府案は、表現の自由、報道の自由等を制限し、個人情報保護の法制

度としても欠陥が多く、私たち野党四党を初めマスコミや市民団体等からの激しい反対を受け、昨年末、廃案となりました。

今回の個人情報保護関連五法案は、メディア規制というほんの一部について修正しようとする小

手先の修正提案であり、各界の不安や疑問に真摯にこたえようとするものではなく、何とか法案を

通すための妥協にすぎないものと言えます。

また、民間法制は、自己情報コントロール権の規定が不明確、不十分であること、個人情報取扱事業者に対する主務大臣の監督権限が残されたま

まであること、特に、何が報道に当たるのかを主務大臣が判断する仕組みとなつていて、個人のジャーナリストは除外となつても、出版社は明記されていないこと、センシティブ情報の取得の禁止がないこと等の大きな問題を抱えています。

しかも、審議の過程で、報道の定義の根拠となつた最高裁判決も検討が不十分なものであること、携帯電話、カーナビ、インターネットやホームページも主務大臣の監督下に置かれないし、年賀状ソフトを加工して使用した個人も対象となり得ること、適用除外でないのに主務大臣がない業態もあることなど、法案の根幹に大きな問題があることが明らかになりました。

次に、行政機関法制では、罰則の一部が手直しされただけで、自己情報コントロール権の不明確さ、情報の取得に関する歯どめが弱いこと、目的外利用等に関する行政の裁量幅が大きく、役所の内部での個人情報の使い回しを事実上許容していること、センシティブ情報の収集禁止規定も追加されていないこと、個人情報ファイルの事前通知、個人情報ファイル簿の作成、公表の例外が広過ぎること、データマッチング規制が盛り込まれていないこと、情報公開法による裁判管轄の特例規定がないことなど、問題が依然として残っています。

特に、防衛庁適齢者情報収集問題によって、情報取得と使用の実態、行政内部及び国と自治体における情報のやりとりによつて歯どめが歯どめたなり得ない問題や、センシティブ情報規制の必要性など、本案の欠点が露呈しました。

個人情報保護関連五法案は、個人情報の保護のあり方を定め、また、報道の自由、表現の自由を初めとする基本的人権全般にかかる重要な法案であることから、十分かつ慎重な審議が求められていました。しかし、わずか四十時間にとどまり、重要法案の採決の前提である中央、地方公聴会も開催されていません。特に、裁判管轄の問題があるにもかかわらず地方の意見すら聞かないのは、大変疑問に感じます。また、各主務大臣にかかる

る法案であるのに、全大臣質疑も行われておりません。担当大臣の答弁も、勉強します、検討します、これから詰めますといったように、あいまいながら連絡であり、審議はまだまだ不十分です。

にもかかわらず、基本的人権や国民生活にとつて非常に重要な案件である個人情報保護関連五法案を、十分な審議もないままに、拙速に、今までに採決に至ろうとしています。統一自治体選挙中で、さまざまな政治課題について有権者の判断を仰いでいる時期に、一瀉千里に法案を採決しようとする対し、立法院の責務を果たし得たのかと後世必ずや大きく問われることと危惧いたします。

以上申し上げて、私たち社民党・市民連合の反対討論といたします。(拍手)

○村井委員長　これにて討論は終局いたしました。

志君。

○細野委員長　ただいま議題となりました附帯決議案について、自由民主党・民主党・無所属クラブ、公明党・自由党・日本共産党及び保守新党的各会派を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議案(案)

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、政府

は、本法の施行に当たつては、表現の自由等の基本的人権を尊重し、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護に万全を期するよ

う、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれの少ないものとして、個人情報取扱事業者から除かれる者を政令で定めるに当たつては、国民生活への過剰な規制やIT社会の発展の妨げとなるないよう十分に配慮すること。

二 利用目的による制限、利用目的の通知、第

三 者提供の制限、保有個人データに関する事項の公表、開示等に係る義務規定の例外事由の解釈に当たつては、個人の権利利益の適切な保護の観点から十分に配慮すること。

四 個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に係る義務規定の適用除外となることを明確にすること。

五 医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること。

六 第三者機関の意義について交わされた論議等さまざまな国会における論議を踏まえ、全面施行後三年を目途として、本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

提出者より順次趣旨の説明を求めます。細野豪志君。

○枝野幸男君　これより採決に入ります。

まず、枝野幸男君外八名提出、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案の各案を一括して採決いたします。

枝野幸男君外八名提出の各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長　起立少數。よつて、枝野幸男君外八名提出の各案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の各案を一括して採決いたしました。

枝野幸男君外八名提出の各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長　起立少數。よつて、枝野幸男君外八名提出の各案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の各案を一括して採決いたしました。

枝野幸男君外八名提出の各案に賛成の諸

利利益を侵害しないよう十分に留意すること。

三 開示決定等の期限等については、請求者の

権利行使を侵害しないように厳正に運用する

とともに、個人情報に係る訴訟に関しては、

地方在住者に対する不利益にならないよう

に、本法施行後における当該訴訟の状況を考

慮し、司法制度改革の動向を踏まえ訴訟の管

轄について検討すること。

四 思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯

罪の容疑、判決及び刑の執行並びに社会的差

別の原因となる社会的身分に関する個人情報

の取得又は保有に当たっては、利用目的を厳

密に特定するとともに、可能な限り法律その

他の法令等によって取得根拠を明確にし、そ

の利用、提供及び安全確保に特段の配慮を加

えること。

五 個人情報の取得に当たっては、防衛庁リス

ト問題、自衛官適齢者情報入手問題等の教訓

を踏まえ、適法かつ適正な方法により行うこと。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○村井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

両案に対し、それぞれ附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○村井委員長 起立多数。よつて、両案に対し、それぞれ附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの両附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。まず、細田国務大臣。

○細田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○村井委員長 次に、片山総務大臣。

○片山国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○村井委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村井委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

平成十五年五月九日印刷

平成十五年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

A